

中小企業政策審議会において検討されている
「信用補完制度のあり方」について

信用補完制度は、これまで半世紀にわたり、中小企業者に対する金融の円滑化のために重要な役割を果たしてきた。しかしながら、近年、金融環境が大きく変化する中で、信用補完制度の設計や運用面について見直しが必要となり、中小企業政策審議会 基本政策部会の小委員会（所管庁：中小企業庁）において、制度創設以来の抜本的な見直しが検討されている。

1. 利用者の利便性の向上に向けて

- (1) 経営支援・再生支援の強化

- (2) 保証制度の多様化・柔軟化のための見直し

- (3) 保証協会の事務の簡素化・効率化

2. 金融機関との適切な責任共有により連携強化をはかる

- (1) 「部分保証制度」による責任分担

- (2) 「負担金方式」による責任分担

3. 信用補完制度の持続的な運営基盤を確立するため

- (1) 保証収支の改善

- (2) 保険収支の改善

- (3) 地方自治体による制度融資の見直し

4. 信用補完制度の運営規律の強化と適切な評価